

決議第1号

ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議について

豊山町議会の会議に関する規則第13条第2項の規定により、ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議を別紙のとおり提出する。

令和4年3月14日提出

提出者 豊山町議会議員 坪井孝仁
同 上 山本亮介

賛成者 豊山町議会議員 岩村みゆき
同 上 岡島政信
同 上 柴田賢一

ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議

ロシアによるウクライナへの侵略は明らかにウクライナの主権及び領土の一体性を侵害し、武力の行使を禁ずる国際法の深刻な違反であり、国連憲章の重大な違反である。ひいては我が国を含む世界の平和と安全を脅かすものであり、このような武力による一方的な現状変更の試みは断じて認められない。

世界の恒久平和は、人類共通の願いである。平和都市宣言を提唱する豊山町は非核三原則を堅持し、「安全で明るく住みよい町」の実現を目指し、平和を推進している。

よって豊山町議会はロシアによるウクライナへの攻撃や主権侵害に対し厳重に抗議の意を表するとともにロシア軍を完全かつ無条件で即時に撤退させるよう、国際法に基づく対応を強く求める。

以上、決議する。

令和4年3月14日

豊山町議会